

平成 19 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名	株式会社 西 友
所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
代 表 者	代表執行役 CEO イトワート・ジームス・カシイスキー (コード番号 8268 東証第 1 部)
問合せ先 役 職 名	『企業コミュニケーション部』 執行役シニアバイスプレジデント
氏 名	金山 亮
T E L	03 - 3598 - 7760

ワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ (Wyoming Holding GmbH) による
当社株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

ウォルマート・ストアーズ・インクがその100%の株式を間接保有するワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ (Wyoming Holding GmbH) は、平成19年10月23日(火曜日)から平成19年12月4日(火曜日)までの30営業日において、当社株式等に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

(別紙1)

平成 19 年 12 月 5 日

各 位

ワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ

株式会社西友株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

米国デラウェア州法人であるウォルマート・ストアーズ・インク (Wal-Mart Stores, Inc.) がその社員持分を100%所有しているリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (有限責任会社) であるワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ (Wyoming Holding GmbH、本社：スイス連邦 8200 シャフハウゼン バッハシュトラッセ56、マネージング・ディレクター：チャールズ・M・ホーリー (Charles M. Holley)、以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社西友 (本社：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号、取締役兼代表執行役：エドワード・ジェームズ・カレッジスキ、以下「対象者」といいます。) の普通株式、C種優先株式及びD種優先株式並びに新株予約権を対象とする公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を平成19年10月23日より実施しておりましたが、本公開買付けが平成19年12月4日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1 本公開買付け等の概要

- (1) 対象者の名称 株式会社西友
(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

優先株式

C種優先株式

D種優先株式 (以下C種優先株式及びD種優先株式を「対象優先株式」と総称します。)

新株予約権

2005年3月30日開催の第50期定時株主総会特別決議及び2005年3月30日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権で、付与対象者を対象者執行役とするもの (以下「第6回新株予約権」といいます。)

2006年3月29日開催の第51期定時株主総会特別決議及び2006年3月29日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権で、付与対象者を対象者執行役とするもの (以下「第7回新株予約権」といいます。)

2006年3月29日開催の第51期定時株主総会特別決議及び2006年8月22日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権で、付与対象者を対象者執行役とするもの (以下「第8回新株予約権」といいます。)

2007年6月26日及び2007年7月10日の報酬委員会の決議並びに2007年8月20日における代表執行役の決定に基づき2007年9月10日に発行された新株予約権で、付与対象者を対象者執行役とするもの (以下「第9回新株予約権」といい、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権とあわせて「対象新株予約権」と総

称します。)

- (3) 公開買付期間 平成 19 年 10 月 23 日(火曜日)から
平成 19 年 12 月 4 日(火曜日)まで(30 営業日)
- (4) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき金 140 円
C 種優先株式 1 株につき金 1,000 円
D 種優先株式 1 株につき金 1,000 円
各対象新株予約権 1 個につき金 1 円

2 本公開買付け等の結果

(1) 応募の状況

株 券 等 種 類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した超 過 予 定 数	株式に換算した 応 募 株 数	株式に換算した 買 付 数
株 券	353,163,000 株	株	668,179,123 株	668,179,123 株
新株予約権証券	株	株	株	株
合計	353,163,000 株	株	668,179,123 株	668,179,123 株

(2) 公開買付けの成否

応募株券等の数が買付予定数(353,163,000 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,281,130 個	(買付け等前における株券等所有割合) 64.27%
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,949,309 個	(買付け等後における株券等所有割合) 97.77%
対象者の総株主の議決権の数	929,027 個	

(注1) 対象者は、普通株式以外に対象優先株式、A 種優先株式、B 種優先株式、対象新株予約権及び第3回新株予約権を発行しています。「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の算定においては、A 種優先株式及び B 種優先株式については、金融商品取引法(以下「法」といいます。)第27条の2第8項第1号・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第8条第2項に基づいて、取得価額 139 円で取得請求権が行使されたものとして普通株式に換算しています。対象優先株式については、本書提出日現在その取得請求期間の初日が到来しておりませんが、法第27条の2第8項第1号・府令第8条第2項に準じて、本書提出日直近の取得価額修正日において取得請求期間の初日が到来しているものと仮定した上、同様に取得価額 139 円で取得請求権が行使されたものとして普通株式に換算しています。また、対象新株予約権については、その発行要項に基づき対象新株予約権 1 個当たり普通株式 1,000 株として換算し、第3回新株予約権についてはその発行要項に基づき本書提出日現在の割当株式数である第3回新株予約権 1 個当たり普通株式 114,274 株として換算しています。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 19 年 9 月 14 日に提出した第 53 期中半期報

告書に記載された平成 19 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数(929,027 個)を記載していません。但し、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該第 53 期中半期報告書の基準日である平成 19 年 6 月 30 日以降新株予約権の行使等により新たに普通株式を発行していること及び本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付対象であることに鑑み、「対象者の総株主の議決権の数」を公開買付届出時における対象者の発行済み株式総数(931,490,560 株)(2007 年 7 月 31 日変更について、平成 19 年 11 月 30 日付対象者の履歴事項全部証明書にて確認。)から公開買付届出書提出日現在の対象者の自己株式(564,332 株)を控除した株式に係る議決権の数(930,926 個)とし、それに潜在株券等に係る議決権の数を加算した数を分母としています。

(注 3) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、特別関係者の所有株券等にかかる議決権の数が含まれており、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においても考慮されております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金

93,288,782,400 円

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 19 年 12 月 11 日(火曜日)

決済の方法

買付け等の期間終了後遅滞なく、本公開買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合にはその常任代理人の住所)宛に郵送します。

本公開買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

3 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

4 本公開買付け等後の方針等

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全部を取得することはできませんでしたが、対象者の発行済普通株式総数の 3 分の 2 以上を取得いたしましたので、下記の方法により残りの普通株

式についても全て取得する予定です。

本公開買付けに続いて、公開買付者は現時点において、() 対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び 当該全部取得条項付種類株式を全て取得するのと引き換えに別個の普通株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催、並びに、()上記() の定款変更を付議議案に含む対象者普通株主及び種類株主による各種株主総会の開催（又はこれに相当する措置を講じること）を対象者に求める予定です。公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項付種類株式に変更された上で、全部取得条項の行使により全てこれを対象者が取得することとなります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の普通株式が交付されることとなりますが、当該普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の証券取引所への上場申請は行われたい予定です。対象者の株主で対象者の普通株式の1株に満たない端株しか受け取れない株主に対しては、法令の手續に従い当該端数に相当する株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの普通株式の買付価格と同一の価格が基準とされる予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付する対象者の普通株式の数は本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済普通株式（但し、自己株式は除きます。）を全部取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の普通株式の数が1株に満たない端数になるよう決定する予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨定められております。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任及び費用にて自身のアドバイザーに確認され、ご判断いただくこととなります。

また、対象者の発行する全ての普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、対象者が全部取得条項付種類株式を全て取得するのと引換えに別個の普通株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況、並びに対象者と公開買付者との事業統合に際しての税務・会計上の影響等の事情により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しております。

なお、現在、対象者株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、東京証券取引所の規則上、所定の手続を経て、対象者の普通株式が上場廃止となる可能性があります。

このプレスリリースは、本公開買付け等の結果を一般に公表するための記者発表文であり、株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的とし作成されたものではありません。

このプレスリリースは、有価証券に係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みに関連する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付け等にかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令に遵守して下さい。本公開買付け等の実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付け等に関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

(別紙 2)



1-800-331-0085 www.walmartfacts.com

2007年12月5日

報道関係者各位

ウォルマート、西友の株式に対する TOB 成功 完全子会社へ

ウォルマート・ストアーズ Inc. (NY 証取:WMT、以下、ウォルマート)は、子会社である株式会社西友(東証:8268、以下、西友)の発行済株式について、ウォルマートが未保有分の全てを取得する目的で実施していた公開買付けが昨日成功裏に終了しましたので、お知らせいたします。本公開買付けにおいては、ウォルマートが保有する普通株式 50.9%と併せて西友の発行済普通株式総数の 3分の2を上回るよう買付予定数の下限が設定されていましたが、この度、下限を上回る 411,884,160 株の普通株式の応募がありました。ウォルマートが応募株式全てを買付けた結果、ウォルマートの西友普通株式の所有比率は 95.1%となります。また、ウォルマートが未保有分のすべての優先株式が応募されました。

ウォルマート副会長のマイク・デュークは次のように語っています。「公開買付けの成功を非常に嬉しく思います。西友およびウォルマートは、西友の完全子会社化に向けた重要な一歩を踏み出しました。今後は西友とウォルマートが協働し、お客様、地域コミュニティ、従業員、取引先を含むあらゆるステークホルダーに対して長期にわたり価値を提供していく取り組みを加速化させて参ります」。

本公開買付けは 2007 年 10 月 23 日から 12 月 4 日まで実施されました。公開買付けに応じた株式の決済は 2007 年 12 月 11 日から開始されます。なお本公開買付けの成功を受け、ウォルマートは西友の他の株主が所有する全株式を取得するために一連の手続きを実施する予定であり、その結果、西友株式は東京証券取引所において上場廃止となる見込みです。

###

本件に関するお問い合わせ先:

ギャビン・アンダーソン (服部、和田) 03-5404-0640

ウォルマート・ストアーズ Inc. について (NY 証取: WMT)

米国アーカンソー州ベントンビルに本社を置き、ディスカウント・ストアーズ、スーパーセンターズ、ネイバーフッド・マーケット、サムズ・クラブの小売店舗を運営。米国に加え、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、メキシコ、ニカラグア、プエルトリコ、英国で事業を展開。世界 14ヶ国で週当たり延べ 1 億 7,600 万人以上のお客様にサービスを提供している。株式はニューヨーク証券取引所に上場(WMT)。企業情報は www.walmartfacts.com をご参照のこと。

株式会社西友について (東証: 8268)

スーパーマーケットおよび総合小売チェーン(GMS)を運営する国内大手小売業者。2007 年 8 月現在、西友グループで全国に 393 店舗を展開。企業情報は www.seiyu.co.jp をご参照のこと。